

組合員証等に表記する氏名についての取扱い

組合員証等の氏名表記の取扱い

- (1) 組合員及び被扶養者の氏名表記
 - ア 日本国籍を有する組合員及びその被扶養者
戸籍に記載されている氏名
 - イ 外国籍の組合員及び被扶養者
在留カード又は特別永住者証明書に記載されている氏名
- (2) 氏名等を変更するとき
以下の資料を提出いただき、変更後の氏名が本名であることを確認します。
 - ア 日本国籍を有する組合員及びその被扶養者
戸籍抄本の写し又は変更前後の氏名が確認できる住民票の写し
 - イ 外国籍の組合員及びその被扶養者
在留カード、特別永住者証明書の写し又は本名が記載された住民票の写し

性同一性障害を有する方及び外国籍で通称名がある方の氏名表記について

性同一性障害を有する方及び外国籍で通称名がある方につきましては、申出により本名のほか「通称名」の併記が可能となりました。（イメージは[こちら](#)）

通常の氏名変更等と提出書類等の取扱いが異なることから、手続につきましては、個別に共済センターにご相談ください。

【被扶養者担当】